



内水面漁業協同組合の取組

県内の内水面漁業協同組合ではウナギ資源の回復のため、今回の委員会指示でウナギ採捕の禁止期間を10月から2月までの間以外にも、それぞれの行使規則・遊漁規則で、一定の禁止期間を定めている場合があります。

鹿児島県のウナギ採捕禁止期間
10月～2月

上記期間以外の設定漁協

- 10月～3月：甲突川漁協
- 9月～3月：川内市内水面漁協
- 10月～5月：高尾野内水面漁協
- 別府川漁協
- 高松川漁協

ふりかき
守ってこへ



鹿児島市 観光課



ご存じですか？

ウナギの一生



私たちに身近なウナギは遠く外洋で産卵し、幼生は長い旅をして日本にやってくるのです。

資料：農林水産技術会議事務局作成

ウナギは、川や内湾で5年から10年程度生活したのち、秋から冬に川をくだり、グアム西方の西マリアナ海嶺付近の産卵場に向かいます。夏から秋にそこで生まれたウナギの幼生は、北赤道海流と黒潮に乗り、2000～3000kmの長い旅をして11月から4月頃、日本にやってきます。

問い合わせ先

鹿児島県水産振興課 漁業調整係、栽培養殖係
TEL099-286-3428, 3433

鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会 作成
鹿児島県内水面漁場管理委員会
鹿児島海区漁業調整委員会
熊本海区漁業調整委員会



ウナギ生産量
日本一
鹿児島県

ルールを守り
ウナギを守る

鹿児島県では
10月から2月は

ウナギの採捕禁止

ウナギたちは遠く海で産卵をむかえます。

鹿児島県内水面漁場管理委員会(奄美群島を除く) 鹿児島海区漁業調整委員会、熊本海区漁業調整委員会による委員会指示

いま、産卵のために川を下るウナギの保護が必要となっています。

2021.10